

～ 広報活動や租税教育、税務相談などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告・納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要です。

このため、国税庁では、様々な広報活動を通じた情報提供や租税教育の充実、税務相談や確定申告における利便性向上など、納税者サービスの充実を図っています。

1 情報提供等

～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、国税庁ホームページを中心に、テレビや新聞などのマスメディア、各種広報媒体や各種説明会を通じて、納税者の申告・納税等に役立つ様々な情報を提供しています。

また、一般的な税法の解釈・取扱いについては、国税庁ホームページや税務署や市町村に設置したパンフレットなどで情報提供しているほか、税に関する一般的な質問・相談については、電話などで回答しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

税を考える週間

国税庁では、日頃から国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政の現状について、より深く理解して、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた様々な取組を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの1週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報・聴施策を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

こうした取組を通じて、国民の皆様には日常生活と税の関わりを理解していただくことは、申告納税制度の維持・発展に不可欠であると考えています。

(1) 国税庁ホームページ

～ ホームページによる分かりやすい情報提供 ～

国税庁ホームページでは、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるよう、案内メニューを1か所に集約したシンプルなレイアウトにするなど、分かりやすい情報提供に努めています。

また、高齢の方や障害のある方を含めて、誰もが国税庁ホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、文字拡大・音声読み上げ機能にも配慮したコンテンツを提供するように努めています。

国税庁ホームページの概要

※ 掲載画像は令和4(2022)年6月現在のものです。

The screenshot shows the NTA homepage with the following numbered callouts:

- 1** サイト内検索: Search bar at the top right.
- 2** 文字拡大・読み上げ: Text enlargement and audio playback options.
- 3** グローバルナビゲーション: Main navigation menu.
- 4** 緊急のお知らせ: Emergency notice section.
- 5** 新着情報: Latest news section.
- 6** 注目ワード: Featured words section.
- 7** 分野別メニュー: Category-specific menu.
- 8** 税務署を検索: Tax office search function.
- 9** SNS等: Social media links (Twitter, LINE, YouTube).
- 10** 国税に関するご相談: Consultation section for tax matters.
- 11** 税の情報・手続・用紙: Tax information, procedures, and forms section.

1 サイト内検索

国税庁ホームページ全体からキーワードで情報を検索する機能

2 文字拡大・音声読み上げ

高齢の方や視覚に障害のある方のためのサポート機能

3 グローバルナビゲーション

各種情報への入口となる案内表示

4 緊急のお知らせ

災害関連情報などの緊急性の高い情報を表示

5 新着情報

新規に掲載した情報を内容ごとに一覧で表示

6 注目ワード

国税庁ホームページ内で注目してもらいたい情報に関係するワードを表示

7 分野別メニュー

アクセス件数の多いページへの入口を分野別に表示

8 税務署を検索

郵便番号又は住所から管轄の税務署を調べる機能

9 SNS等

国税庁が行う情報発信ツールを集約して表示

10 バナー

国税庁が作成したバナーを集約して表示

11 サイトマップ

国税庁ホームページ全体の構成を一覧で表示

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

酒類行政

税理士業務の適正な運営の確保

実績評価(政策評価)の実施

資料編

※ 国税庁ホームページ以外にも、Twitterの国税庁公式アカウント(@NTA_Japan)で、国税庁の新着情報や報道発表などの情報を発信しているほか、動画共有サイトYouTubeの「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含みます。)や申告手続をサポートする情報などの動画を配信しています。

(2) 租税教育

～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、国レベルで設置された租税教育推進関係省庁等協議会（国税庁、総務省、文部科学省などで構成）において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県に設置された租税教育推進協議会（国税局・税務署、地方公共団体、教育関係者などで構成）を中心に、税理士会、関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や税に関する作文の募集、税に関する各種イベントなどを行っています。

また、学習指導要領の改正やGIGAスクール構想など、租税教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、教育関係者などのニーズを的確に把握した上で、児童・生徒等が主体的・対話的に深い学びが実現できるよう、授業・教材づくりに努めています。

さらに、最近では新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも租税教育を実施できるよう、オンラインでの租税教室の開催など、ICTを活用した租税教育を積極的に実施しています。

このほか、児童・生徒等が自ら租税について学習できるコンテンツを国税庁ホームページ「税の学習コーナー」に掲載するほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」において、「税務署見学」や「体験学習」を実施しています。



租税教室の様子



税に関するイベントの様相（書道パフォーマンス）

■ 租税教室等への講師派遣状況

	令和2年度	令和3年度
職員	5,359人	7,193人
職員以外	17,482人	25,534人
合計	22,841人	32,727人

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

■ 税の作文の応募編数

	令和2年度	令和3年度
高校生	160,184編	178,807編
中学生	313,725編	450,142編

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学校の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

また、毎年テーマを決めて「特別展示」を実施しています。

今年のテーマは「庁舎にみる税務署の歴史」と題して、令和3(2021)年11月1日から令和4(2022)年10月31日まで行っています。

詳しくは、国税庁ホームページの税務大学校租税史料コーナーをご覧ください。



租税史料室

(3) 講演会

～ 納税意識の向上に向けた税の啓発活動 ～

納税者自らが租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成に繋がります。このため、納税意識の向上を図ることを目的として、国税局や税務署による主に大学生や社会人を対象とした講演会を開催しています。

■ 社会人を対象とした講演会の開催回数

	令和2年度	令和3年度
開催回数	632回	758回

(4) 説明会

～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

■ 各種説明会の開催回数・参加人員

	令和元事務年度	令和2事務年度
開催回数	31,706回	7,990回
参加人員	1,142千人	224千人

(5) 税務相談

～ 税務相談は電話相談センターで対応 ～

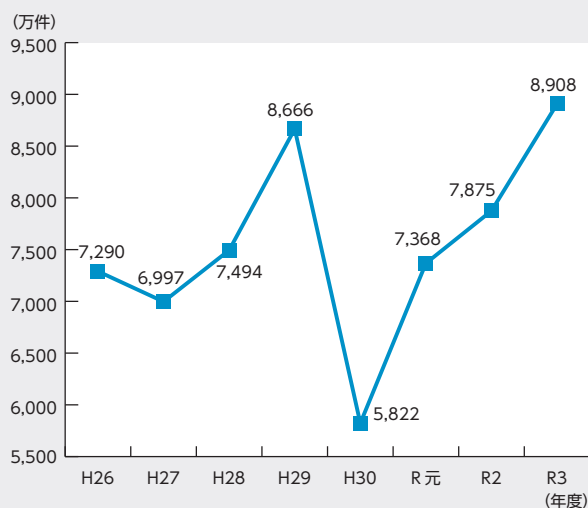
国税に関する制度や法令等の解釈・適用についての質問・相談は、各国税局に設置する電話相談センターで受け付けています。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」による情報提供を行っています。

■ 電話相談センターの相談件数



■ タックスアンサーへのアクセス件数



～ チャットボットによる税務相談 ～

土日・夜間など、日時によらず、24時間いつでも税に関する相談ができる「税務相談チャットボット」を国税庁ホームページに導入しています。

チャットボットの導入により、税に関する疑問について気軽に質問できたり、国税庁ホームページに掲載されている情報へ短時間でたどり着くことができるようになりました。

今後も、相談内容の充実を図るとともに、より便利に使いやすくなるよう改善していきます。

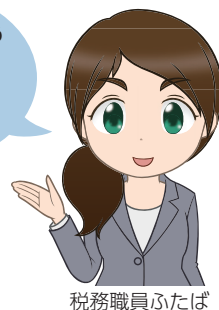
■ チャットボットへの質問件数

	(暦年)		
	令和2年	令和3年	令和4年
確定申告	40万件	434万件	595万件
年末調整	25万件	49万件	—

※1 各年、1月4日から12月28日までの相談件数を示しています。
なお、「令和4年」は、令和4年5月31日現在の件数を示しています。

※2 令和4年の年末調整については、10月上旬相談開始予定です。

24時間、いつでも
チャットボットによる
相談を受け付けています。



税務職員ふたば

～ 電話での回答が困難な税務相談は事前予約の上、税務署で対応 ～

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話での回答が困難な相談内容については、所轄の税務署において面接にて相談を受け付けています。

なお、面接相談は、面接時間を十分に確保するほか、ご持参いただく書類などをお伝えする必要があることから電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

(6) 事前照会

～ 納税者の予測可能性を向上 ～

税務署などにおいては、納税者が実際に行う取引等に係る税務上の取扱いに関して、取引前又は申告期限前の照会（事前照会）に応じ回答しています。

このうち、文書による回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすものについては文書による回答を行い、その内容を国税庁ホームページにおいて公表しています（文書回答事例）。

このほか、事前照会に対する回答のうち、他の納税者の参考となる回答事例についても国税庁ホームページに掲載しています（質疑応答事例）。

■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

	令和2年度	令和3年度
受付件数	115件	117件

■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	令和2年度末	令和3年度末
掲載件数	1,985件	1,991件

コラム 2

新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応（令和4（2022）年5月31日現在）

新型コロナウイルス感染症については、令和2（2020）年1月に日本国内で初めての感染者が確認されて以降、感染拡大の状況に応じて、政府において様々な感染症対策や経済対策などの措置が行われているところです。

国税庁においては、申告相談や税務調査等の納税者等と対面によって対応する場合には、手洗い・マスク着用等の感染防止策と咳や発熱等の症状のある者による対応の禁止を徹底し、感染拡大防止に努めています。また、税務調査等については、納税者等の状況に即した対応を心掛け、理解と協力を得た上で実施しています。

新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応や取組については、ホームページによる周知・広報のほか、報道発表、Twitterなど、様々な手段を活用し、また関係民間団体等や地方公共団体を通じて、幅広く速やかな情報発信を行ってきました。また、税務上の取扱いに関して、よくある質問への回答（FAQ）のホームページ掲載、動画による情報提供など、わかりやすい情報の発信にも努めてきたところです。

国民の皆様には、引き続き、感染拡大防止にご理解とご協力をお願いします。

1 所得税等の確定申告の取組

確定申告会場には、多数の方が申告相談に訪れることから、令和3（2021）年分確定申告においては、自宅等から申告できるe-Taxの利用を従来以上に呼び掛けるとともに、確定申告期間よりも前から申告相談を受け付けるなど、確定申告期間中の来場者数の削減・分散を図りました。

また、令和2（2020）年分に引き続き、会場内の感染症対策を徹底するため、入場には整理券（オンラインによる事前発行も可能）を必要とする仕組みを全国で実施しました。その上で、来場時のマスク着用や検温などへのご協力をお願いし、安心して確定申告会場をご利用いただけるよう環境整備を行いました。

なお、オミクロン株による感染の急速な拡大状況を踏まえ、令和3（2021）年分の確定申告につき、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4（2022）年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができるようになりました。

* 法人税や法人の消費税、源泉所得税、相続税、酒税などについても、令和4（2022）年1月以降に申告等の法定期限を迎える手続を対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4（2022）年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができるようになりました。

2 納税が困難な方への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが悪化するなどして納税が困難な方については、納税者の置かれた状況や心情に配慮して納付の猶予制度を迅速かつ柔軟に適用してきました。

猶予制度については、税務署の窓口や確定申告会場での制度説明、国税庁ホームページや税理士会、関係民間団体や業界団体を通じた周知・広報など、様々なチャネルで納税者にアプローチすることにより、必要な方が早期に猶予を受けられるように努めています。

また、税務署においては、猶予制度に関する質問や相談を電話で受け付けるとともに、猶予申請については、e-Taxによる電子申請や郵送による申請を推奨しています。

3 酒類事業者に関する取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により酒類消費が低迷している酒類業界を支援するため、官民を挙げて酒類の国内消費回復・拡大に向けたプロモーション(地域での消費者向けイベント等)を展開したほか、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、酒類事業者の経営改革、酒類業界の構造転換支援に取り組むこととしています。こうした取組や政府が行っている事業者の方への支援策について、必要な情報の提供に努めています。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

2 e-Tax（国税電子申告・納税システム）

～ e-Taxの利用拡大に向け、各種施策を強力に推進 ～

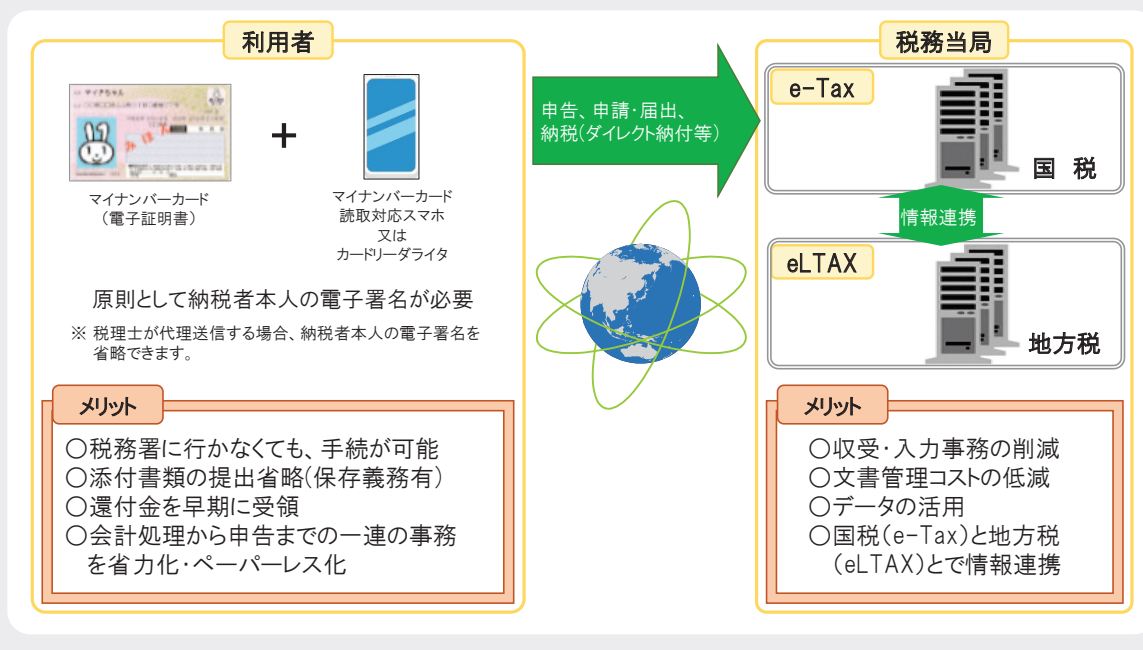
e-Taxでは、国税に関する申告、申請・届出、納税の各種手続が、インターネットでできます。

e-Taxの利用拡大に向け、e-Taxの利便性を高める各種施策を強力に推進しており(コラム3参照)、オンライン利用率は順調に増加しています。

なお、こうした中で令和4(2022)年3月14日(月)から翌日にかけて、e-Taxの接続障害が断続的に発生し、利用者の皆さまにご不便をおかけしました。

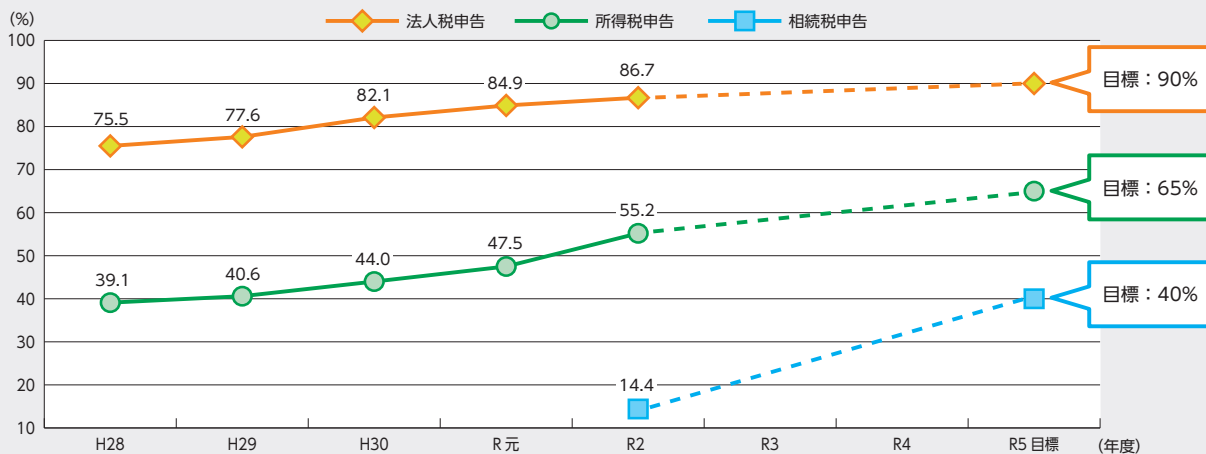
国税庁では、利用者の皆さまにe-Taxを安心してご利用いただけるよう、安定稼働に向けて取り組んでまいります。

■ e-Taxの概要



■ オンライン利用率

令和5（2023）年度末のオンライン利用率目標を設定し、利用率の更なる向上を目指します。



※ 所得税申告については、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含みます。

※ 主な手続の利用率を掲載しています。その他の手続についてはe-Taxホームページをご覧ください。

コラム

③

e-Taxの利便性向上

1 ICカードリーダーライター不要で利用可能【令和4（2022）年1月実施】

パソコンで「確定申告書等作成コーナー」の利用やメッセージボックスの確認に当たり、マイナンバーカードでログインする場合、ICカードリーダーライターが不要になりました。

※ スマートフォンには「マイナポータルアプリ」をインストールする必要があります。

※ スマートフォンで「確定申告書等作成コーナー」を利用する場合は、令和2（2020）年1月から不要となっています。

※ 詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



e-Taxホームページ

QRコード認証の利用イメージ



2 電子納税証明書（PDFファイル）による発行【令和3（2021）年7月実施】

自宅等で作成・送信し、請求から受取まで非対面でできる電子納税証明書（PDFファイル）の発行を可能としました。電子納税証明書（PDFファイル）は、自宅等においてダウンロードの上、印刷できます。

※ 詳細は、国税庁ホームページの「納税証明書の交付請求手続」をご覧ください。

3 受付日の拡大【令和4（2022）年4月実施】

確定申告期以外の通常期においても、土・日・休祝日にe-Taxが利用可能となりました。



※ 詳細は、e-Taxホームページの「e-Taxの利用可能時間」をご覧ください。

(注) 「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3 確定申告

～ 所得税の申告者数は2,285万人。半数以上は還付申告 ～

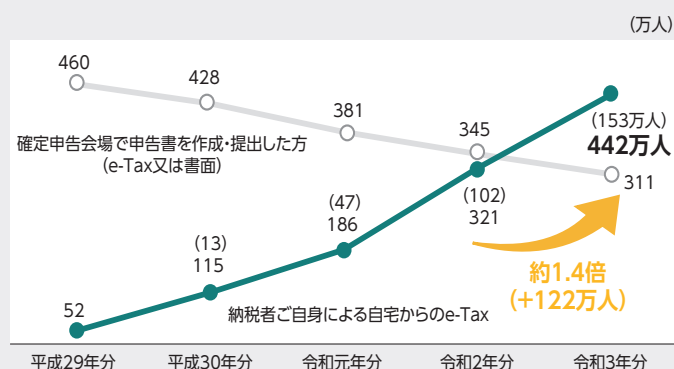
確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、一定の医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。令和3(2021)年分の所得税の確定申告を行った申告者は2,285万人に上り、国民の5人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告者は、1,329万人を超え、半数以上を占めています。

(1) 自宅からのe-Taxによる申告の推進

国税庁では、感染対策の観点からも、確定申告会場へ来場することなく、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」等を利用して、自宅から納税者ご自身でe-Taxによる申告をしていただくことを推進しています。

なお、令和3(2021)年分の確定申告では、納税者ご自身による自宅からのe-Taxをされた方が確定申告会場で申告書を作成・提出された方を初めて上回りました。

■ 自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書提出した方の推移



令和3年分確定申告人員		万人
自宅等からのe-Tax		923
納税者本人による送信		442
スマートフォン等		153
税理士による代理送信		481
確定申告会場から		311
地方公共団体会場からのe-Tax		140

～ 確定申告書等作成コーナーの提供 ～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税、個人事業者の消費税等、贈与税の申告書や青色申告決算書などを正確に作成することができ、作成した申告データはそのままe-Taxで送信できます。

なお、マイナポータルと連携することで、生命保険料やふるさと納税の控除証明書等の情報を一括取得し、該当欄に金額等を自動入力することができます。

また、「確定申告書等作成コーナー」では、より多くの方にご自宅からご利用いただけるよう、スマートフォンで見やすい専用画面を用意するなどの取組を進めています。

■ スマートフォンを利用した所得税申告について



スマホ専用画面イメージ

スマートフォンで見やすい専用画面

以下の対象範囲に該当する方は、スマートフォン・タブレットで見やすいデザインの画面（スマホ専用画面）で所得税の申告書を作成いただけます。

また、令和3年分確定申告から、スマートフォンのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影することで、確定申告書等作成コーナーへ自動入力する機能を追加しました。

マイナポータル連携にも対応しており、マイナポータルから取得した控除証明書等の情報を利用して、金額等を自動入力することができます。

スマホ専用画面の対象範囲 （NEW は令和3年分に対応）

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 【対象所得】 | 【各種控除等】 |
| ➢ 給与所得 | ➢ すべての所得控除 |
| ➢ 雑所得 | ➢ 政党等寄附金特別控除 |
| ➢ 一時所得 | ➢ 災害減免額 |
| ➢ 特定口座年間取引報告書 (NEW) | ➢ 外国税額控除 (NEW) |
| （上場株式等の譲渡所得等・配当所得等） | ➢ 予定納税額 |
| ➢ 上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分） (NEW) | ➢ 本年分で差し引く繰越損失額 |



【参考】上記以外の所得、各種控除等がある場合は、パソコンと同じ画面で作成可能。

～ 「確定申告書等作成コーナー」の利用者は年々増加 ～

令和3(2021)年分の確定申告期においては、確定申告書等作成コーナーで作成された所得税の申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンで作成した方を含めて1,171万人と、全提出人員の約51%を占めており、確定申告書等作成コーナーのサービスを開始した平成16(2004)年分と比較して約17倍となっているなど、利用者は年々増加しています。また、1,171万人のうち、約256万人がスマートフォンで所得税の申告書を作成しています。

(2) 多様な納税者ニーズへの対応

～入場整理券による確定申告会場の混雑緩和～

確定申告会場への入場に「入場整理券」を配付することで確定申告会場の混雑緩和を図っています。入場整理券は各会場で当日配付するほか、オンラインによる事前発行も可能としました。

～ 確定申告期間中における日曜開庁の実施 ～

「申告相談を平日以外にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日に2回、一部の税務署を対象として申告書の受付や申告相談などを実施しています。

令和3(2021)年分の確定申告期においては、令和4(2022)年2月20日(日)と2月27日(日)に実施し、約15万件の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出がありました。

地方公共団体との協力

納税者利便の向上や行政事務の効率化を図るため、国と地方公共団体との間で所得税申告書等のデータを相互に提供するなどの取組を進めています。

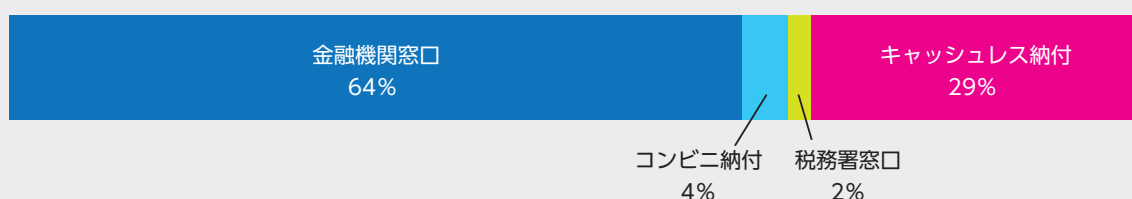
4 キャッシュレス納付の推進

～ 社会全体のコスト縮減のため、非対面のキャッシュレス納付を推進 ～

国税の納付については、現状、全体の約7割が金融機関、コンビニや税務署の窓口で行われています。

金融機関等を含む社会全体のコストを縮減する観点や新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、非対面のキャッシュレス納付を推進しており、令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付割合を4割程度とすることを目標として設定し、利用勧奨等に取り組んでいます。

■ 国税の納付手段別納付割合：令和2(2020)年度実績(件数ベース)



～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

現金に納付書を添えて金融機関又は税務署の窓口で納付する方法のほかに、振替納税、ダイレクト納付、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、クレジットカード納付といったキャッシュレスによる納付や、QRコードを利用したコンビニ納付の導入といった納付手段の多様化などにより、納税者利便の向上を図っています。

また、新たな納付手段として令和4(2022)年12月にはスマートフォンを利用した決済サービス(スマホアプリ納付)の導入も予定しています。

振替納税 ※申告所得税及び個人事業者の消費税のみ利用可能

振替納税は、あらかじめ振替依頼書を提出することで、指定した預貯金口座からの口座引落しにより納付できる手続です。

税務署又は金融機関に振替依頼書を提出していただくか、e-Taxにより振替依頼書を提出いただくことで、次回以降も自動的に振替納税が行われます。

ダイレクト納付(国税ダイレクト方式電子納税) ※全税目で利用可能

ダイレクト納付は、あらかじめ利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で、即時又は期日を指定して預貯金口座からの振替により納付できる手続です。個人納税者の方は、e-Taxでも利用届出書を提出できます。

電子証明書の添付やICカードリーダーが不要であり、特に源泉所得税を毎月納付している方に便利な手続となっています。

インターネットバンキングなどを利用した電子納税 ※全税目で利用可能

あらかじめe-Taxの利用開始届出書を提出することで、ペイジー (Pay-easy) に対応した金融機関のインターネットバンキングや、ATMを利用した電子納税ができます。

クレジットカード納付 ※全税目で利用可能

クレジットカード納付は、専用のWeb画面 (国税クレジットカードお支払サイト) において、納付に必要な情報を入力することにより、納付する手続です。

納付の際には、別途、税額に応じた決済手数料がかかります (決済手数料は、国の収入になるものではありません)。なお、納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

コンビニ納付 ※源泉所得税自主納付分を除き、全税目で利用可能

- ① スマートフォンやご自宅等のパソコンなどでQRコードを作成し、コンビニエンスストアのキオスク端末 (「Loppi」や「Famiポート」) に読み取らせることで、レジでの納付ができます。
- ② 所得税の予定納税など、確定した税額を期限前に納税者に通知する場合等に所轄の国税局・税務署が発行するバーコード付納付書でも納付ができます。

※コンビニ納付で納付可能な金額は30万円以下となります。

(注) 「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

5 マイナンバー制度への取組

(1) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

マイナンバー制度の導入に伴い、国税庁は法人番号の付番機関となるとともに、マイナンバー (個人番号) 及び法人番号の利活用機関となっています。

マイナンバー制度の概要については
デジタル庁ホームページをご確認ください。



デジタル庁
ホームページ

マイナちゃん



イ マイナンバー(個人番号)

マイナンバーは、住民票を有する全ての方が持つ12桁の番号です。

マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策の3分野のうち、法律や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

ロ 法人番号

法人番号は、株式会社などの法人等が持つ13桁の番号です。

法人番号はマイナンバーと異なり、どなたでも自由に利用可能です。

(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応

～ 国税分野での利用と広報 ～

税務署に提出する申告書や法定調書などには、提出の都度、マイナンバーや法人番号を記載します。マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、厳格な本人確認が求められ、国税分野における本人確認については、具体的な手続を国税庁告示で定めています。

マイナンバー制度の定着のため、国税庁ホームページにマイナンバー制度の特設サイトを設けてよくある質問(FAQ)などを掲載しているほか、積極的な周知・広報に取り組んでいます。



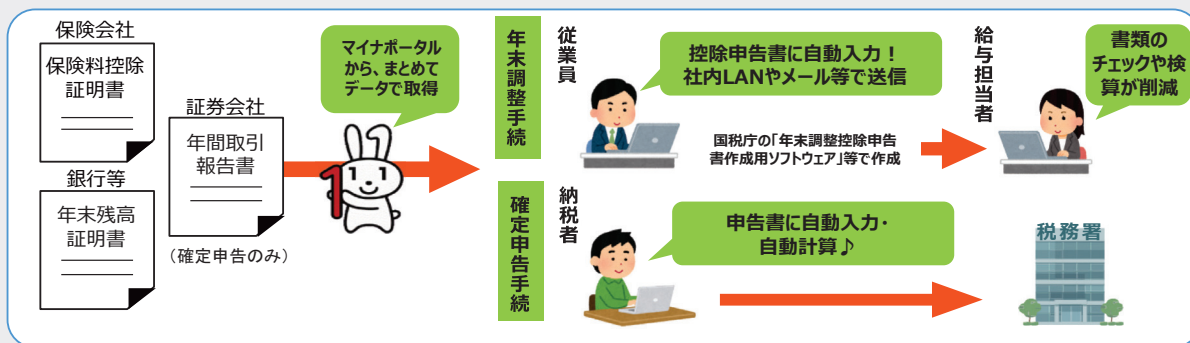
マイナンバー制度の特設サイト

～ 納税者利便の向上 ～

マイナンバー制度の導入を契機として、住宅ローン控除などの申告手続における住民票の写しの添付が不要となったほか、所得税・消費税・贈与税・相続税の申告をe-Taxで送信された方には、マイナポータル¹の「お知らせ」機能を通じて、e-Taxのメッセージボックスに格納された所得税の申告などに係る情報や還付申告の処理状況などを確認できるようにしました。

また、令和2(2020)年分の年末調整・確定申告から手続をより簡単に行えるよう、生命保険料控除証明書などのデータを、マイナポータルを通じて一括入手し、各種申告書へ自動入力する機能(マイナポータル連携)を実現しました。今後、対象となる控除証明書などの種類は、更に拡大していく予定です。

■ マイナポータル連携のイメージ図



¹ マイナポータルとは、様々な行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする、政府が運営するオンラインサービスのことです。

■ 確定申告の対応年分ごとのマイナポータル経由で取得が可能なデータ

年分	マイナポータルにより取得可能なデータ一覧			
令和2年分	生命保険料控除証明書	住宅借入金等特別控除証明書	住宅資金に係る借入金の年末残高証明書	特定口座年間取引報告書
令和3年分	地震保険料控除証明書	寄附金受領証明書等(ふるさと納税)	医療費通知情報(令和3年分は9月～12月分) [*]	

※令和4年分以降は1年間を通した医療費通知情報(原則、保険診療分)が取得可能となる予定です。

(3) マイナンバーカードの普及促進

政府全体の方針である「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元(2019)年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に基づき、確定申告会場だけでなく税を考える週間など様々な機会において、地方公共団体と協力し「マイナンバーカード申請コーナー」を設置するなど、マイナンバーカードの普及促進に積極的に取り組んでいます。

(4) 法人番号の付番機関としての対応

～ 法人番号の付番業務 ～

国税庁は、①株式会社などの設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人又は人格のない社団等のうち給与支払事務所等の開設届出書などを提出することとされている団体に対して法人番号を指定し、通知しています。

また、法人番号を指定した法人等の基本3情報((i)商号又は名称、(ii)本店又は主たる事務所の所在地及び(iii)法人番号)を「国税庁法人番号公表サイト」において公表しています。

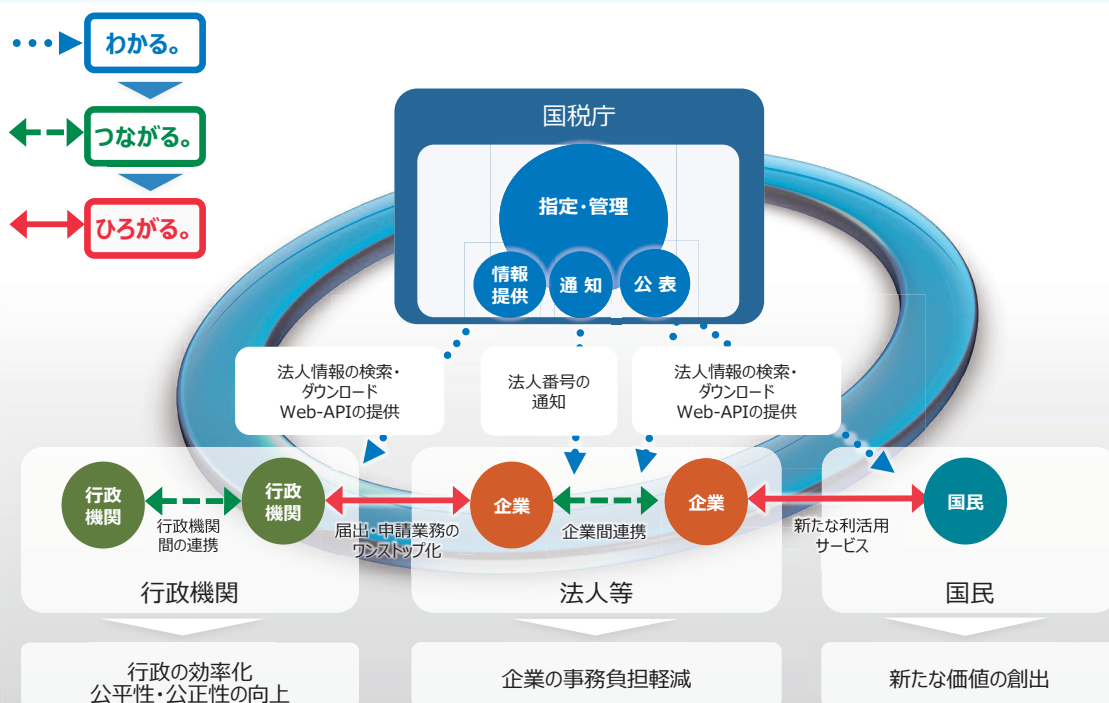
国税庁法人番号公表サイトでは、法人等の基本3情報を検索することができるほか、利用者が法人番号などの情報を利活用しやすいよう、データのダウンロード機能やWeb-API¹機能を提供しています。

※ 上記①～④以外の法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件に当てはまれば、国税庁長官に届け出ることにより、法人番号の指定を受けることができます。

¹ Web-API(Application Programming Interface)とは、利用者が構築しているシステムからインターネットを経由して、簡単なリクエストを送信することで、指定した条件に合致する情報を取得するためのシステム間連携インタフェースをいいます。

■ 法人番号制度の概要

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。



～ 国税庁法人番号公表サイトの利便性向上に向けた取組 ～

法人番号は、社会的インフラとして官民間問わず幅広い分野での利活用が期待されているため、国税庁においては、一層の利活用推進を図るため、国税庁法人番号公表サイトの利便性向上に向けた取組を実施しています。

取組例として、名称や所在地の英語表記を使用する機会が多くなっていることから、国税庁法人番号公表サイト及び同サイトの英語版webページにおいて、公表を希望する法人等からの申込みに基づき、名称及び所在地の英語表記を公表しています。

6 行政サービスのデジタル化の推進

～ デジタル・ガバメント¹の実現に向けて ～

令和3(2021)年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4(2022)年6月改定)に基づき、国税庁においても、国税に関する手続のデジタル化に取り組んでいます。具体的には、納税者の視点でUI・UXの改善に取り組むほか、「社会保険・税手続のワンストップ化・ワンズオンリー化」²や「公金受取口座の登録・利用」などの推進に取り組んでいます。

1 「デジタル・ガバメント」とは、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す政府全体の取組です。

2 「社会保険・税手続のワンストップ化・ワンズオンリー化」については、従前雇用主が従業員のライフイベント(採用、退職等)に伴い、行政機関ごとに提出が必要だった社会保険・税手続を、マイナポータルを通じて、一度で完了できるサービスを、令和3(2021)年11月から開始しています。また、令和4(2022)年1月からは、法定調書の提出義務者は、通常業務で使用している認定クラウドサービス等を利用して法定調書が提出可能になりました。

さらに、令和2(2020)年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」等において、行政手続における書面・押印・対面規制の抜本的な見直しを行うこととされたことを踏まえ、令和3(2021)年4月以降、ほとんどの税務関係書類¹への押印を要しないことにするとともに、令和4(2022)年1月以降、全ての国税関係手続をe-Taxでオンライン提出可能にしました。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっており、大量の納税者情報を管理しているため、システムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、定期的なセキュリティ監査を実施するなど、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。

なお、データを保有するe-Tax及びKSKシステムの基幹システムは、平成19(2007)年に国際的標準規格に準拠した、ISMS²適合性評価制度に基づく認証(ISO/IEC27001・JISQ27001³に基づく認証)を取得し、以降は定期的に更新しています。

さらに、令和2(2020)年には、法人番号の指定などを行うシステムについても、同認証を取得しました。

国税総合管理(KSK)システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。

システムの高度化(新たなシステムの構築)

国税庁においては、ICTの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を目指していくこととしており、これを実現するためのインフラとして、令和8(2026)年度の本格導入に向けて、次世代システムの開発を進めています。

次世代システムについては、

- ① データ中心の事務処理を実現するシステム(紙からデータ)
- ② 現在、税目別となっているデータベース・アプリケーションの統合(縦割りシステムの解消)
- ③ 独自OSを使用する大型コンピュータを中心としたいわゆる「メインフレーム」から、市販の汎用的なOSを使用するいわゆる「オープンシステム」への刷新(メインフレームからの脱却)

といったことを開発コンセプトとしています。

1 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類、相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類を除いています。

2 「ISMS」とは、情報セキュリティマネジメントシステムの略称であり、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

3 「ISO/IEC27001」とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、平成17(2005)年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001」とは、ISO/IEC 27001に対応して、平成18(2006)年5月に発行された国内規格です。

情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要があり、情報が漏れるようなことがあれば、納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）よりも重い税法上の刑事罰（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科されることとなっています。

職員に対しては、定期的に情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、質問する場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、国税庁は特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

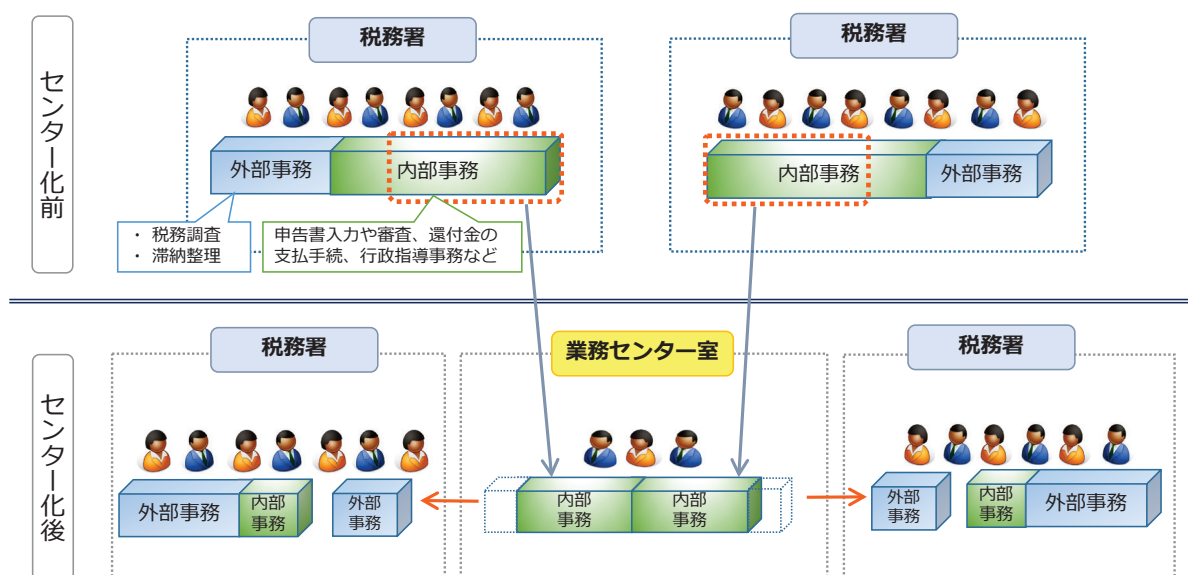
コラム
4

内部事務のセンター化

申告書の入力や審査、還付金の支払手続、行政指導に関する事務など、税務署の内部で行う事務を「内部事務」と呼んでいます。この内部事務を効率化することでマンパワーを創出できれば、納税者サービスの充実や税務調査・滞納整理といった外部事務の充実・高度化に繋がります。

国税庁では、令和3(2021)年7月から国税局の組織として業務センター室を設置し、複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。

今後、段階的に対象となる税務署を拡大しながら、令和8(2026)年には全ての税務署を対象とすることを予定しています。



7 適正な源泉徴収制度の運営

～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、国税庁ホームページに源泉徴収義務者の方向けのページを設け、各種手引・パンフレットや解説動画を掲載するなどにより、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

8 消費税法改正への対応

(1) 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)

令和5(2023)年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が実施されます。インボイス制度の下では、「帳簿」及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(インボイス)などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

国税庁では、事業者の方がインボイス制度を十分理解していただけるよう、関係府省庁、関係民間団体等との連絡・協調を密にしながら、周知・広報や相談への対応に取り組んでいます。

(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

消費税は、価格への転嫁を通じて、最終的には消費者が負担することが予定されている税であることから、円滑かつ適正な消費税の価格への転嫁が重要です。

国税庁では関係府省庁と連携の上、各税務署の窓口(改正消費税相談コーナー)において消費税の転嫁に関する相談等への対応を行っています。

9 関係民間団体との協調

～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、関係民間団体の協力を得て、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

関係民間団体は、e-Taxの利用拡大に向けた取組やマイナンバー制度の普及・定着に向けた取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図りながら、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために大きな役割を果たしています。

青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体であり、個人事業者に対する記帳指導や決算・申告に関する相談への対応、各種説明会の開催や経営支援、青色申告の普及など幅広い活動を行っています。



青色申告会
ホームページ

法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与する」ことを目的として結成された団体であり、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っているほか、国税庁後援事業である「『自主点検チェックシート』を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取組」や「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。



法人会
ホームページ

間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力すること」を目的として結成された団体であり、消費税に関する税知識の普及、消費税完納運動の推進及び「税の標語」(国税庁後援)の募集などの活動を行っているほか、税制や税の執行の改善のための提言を行っています。



間税会
ホームページ

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体であり、各納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」(国税庁共催)の募集などの活動を行っています。



納税貯蓄組合
ホームページ

納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体であり、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。



納税協会
ホームページ